

第3号議案

石巻サッカー協会サッカー場規則

(設置)

第1条 サッカーファミリーの活動拠点として、子どもからシニアまでの心身の健全育成と健康維持を考慮し、さらにサッカーの普及振興を図るため、使用貸借契約書に基づき東北電子工業株式会社様から借り受け、石巻サッカー協会サッカー場(以下「サッカー場」という。)を石巻市北村字俵庭五 3 番 1 に設置する。

(管理運営)

第2条 サッカー場の管理運営は、石巻サッカー協会(以下「管理運営者」という。)が行う。

(使用できる期間)

第3条 サッカー場を使用できる期間は、1月5日から12月27日までとする。ただし、管理運営者が、サッカー場の管理上等必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用時間)

第4条 午前8時から午後9時までとする。ただし、大会等でこの時間内に全日程が終了しないと思われるときは、事前に管理運営者と協議すること。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営者は、特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(使用許可手続等)

第5条 サッカー場を使用しようとする者は、様式第1号の石巻サッカー協会サッカー場使用許可申請書を管理運営者に提出しなければならない。

2 管理運営者は、使用許可をしようとするときは、様式第2号の石巻サッカー協会サッカー場使用許可書を申請者に交付するものとする。

3 使用許可の変更又は取消しは、様式第3号の石巻サッカー協会サッカー場使用許可(変更・取消)書を申請者に交付することにより行う。

4 管理運営者は、悪天候等の理由により必要があると認めるときは、使用許可の取消しをすることができる。

(申請期間)

第6条 使用申請の受付期間は、使用しようとする日の1月前から使用しようとする日の7日前までとする。

2 管理運営者は、特別な事情があると認めるときは、前項に規定する期間以外においても、使用申請を受けることができる。

(予約)

第7条 使用申請しようとする者は、使用しようとする日が属する月の3月前から使用の予約をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、管理運営者が特に必要があると認めるときは、前項に定める期日以前においても、予約を受けることができる。

3 管理運営者は、前2項の規定による予約をした者が、使用しようとする日の7日前ま

でに使用申請を行わないときは、当該予約を取り消すものとする。

(使用料金)

第8条 使用者は、その使用に係る料金(以下「使用料金」という。)を管理運営者に支払わなければならない。

- 2 使用料金は、管理運営者の収入とする。
- 3 使用料金は、管理運営者が定め、別表のとおりとする。
- 4 使用料金は、前納とする。ただし、管理運営者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料金の減免)

第9条 管理運営者は、必要があると認めるときは、使用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料金の返還)

第10条 管理運営者は、使用しようとする者から、使用しようとする日の3日前までに使用取消しの連絡を受けた場合に、使用料金を全額返還する。

- 2 使用しようとする日が、天候等の事由により使用できなかった場合、管理運営者は使用料金を全額返還する。

(遵守事項及び管理運営者の指示)

第11条 管理運営者は、サッカー場を使用する者の遵守事項を定め、管理上必要があるときは、使用する者に対し、その都度指示をすることができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理運営者が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年5月26日から施行する。

別表(第8条関係)

サッカー場

利用者区分	1時間当たり
サッカー協会関係者	500円
上記以外	1,000円

※使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。

照明施設

1時間当たり	1,000円
--------	--------